

7 梅毒血清検査

【微生物科】

はじめに

梅毒血清検査は、当県では、保健所でも衛生研究所でも行うようになっているが、最近では民間の検査機関の利用が多くなり、行政機関への依頼は著しく減ってきている。今年度は、昨年度に比し約4割の減少である。そこで、最近5年間の検査件数の推移も合わせて眺めてみた。

検査方法及び結果

梅毒血清反応検査指針(厚生省監修)により、ガラス板法、凝集法、緒方法及びTPHA法を行っている。本年度の検査方法別検査状況は表1に示すとおりである。陽性は80才女性と83才男性の2例で、妊婦での陽性はなかった。1例はSTS法及びTPHA法の何れも陽性であったが、他の1例はガラス板法・TPHA法陽性、凝集法、緒方法陰性であった。

陽性を含む47例について、TPHA法とガラス板法との比較をみたのが表2であるが、これら両法のくいちがいは見られなかった。

表1 梅毒血清反応(昭和62年度)

検査方法	一般	妊婦	計
ガラス板法	82	-	82
ガラス板・凝法	2	-	2
ガラス板・緒方法	-	143	143
緒方法・TPHA	1(1)	-	1(1)
ガラス板・凝集・緒方法	10	-	10
ガラス板・凝集法 緒方・TPHA	1(1)	-	1(1)
T P H A	28	-	28
計	124	143	267

註：()内の数値は陽性件数である。

表2 ガラス板とTPHA法の比較

		ガラス板法		計
		陰性	陽性	
T P H A 法	陰性	45(95.7)	0(0)	45
	陽性	0(0)	2(4.3)	2
計		45(95.7)	2(4.3)	47(100)

数年間の検査件数の推移については、昭和58年度までは年間2,200~2,300件以上の依頼を受けているが、昭和58年度を境いに1/4以下に急激に減少し、昭和59年以後も漸減しつつある。これは、病院・診療所等の委託者が、自施設で検査を始めた、あるいは、民間の検査機関を利用するようになった等のためと推察される。

また、衛生研究所の業務分担の一つとして、保健所で検査し、陽性・疑陽性と判定されて確認試験が必要な際に、当所でTPHA試験あるいはFTA-ABSを行うようになっているが、今は、それらの依頼も殆どない状況である。

なお、表中に陽性件数を示しているが、前述のように、陽性確認のための件数が含まれているので陽性率は高くなっている。

表3 梅毒血清検査件数(昭和58~62年度)

検査法別		年度別				
		58	59	60	61	62
一 般	STS 1法	115 (9)	124 (2)	76 (1)	67	83 (1)
	STS 2法	320 (17)	14	-	1	2
	STS 3法	887 (82)	52 (6)	22	24	11 (1)
	TPHA法	232 (39)	53 (9)	41	32	29 (1)
小計		1,154 (127)	243 (17)	139 (1)	124	125 (3)
妊	STS 2法	352 (3)	361 (4)	314 (4)	325	143
	STS 3法	398 (7)	71 (2)	34	-	-
婦	TPHA法	-	1	1 (1)	-	-
	小計	750 (10)	432 (6)	348 (5)	325	143
合計		2,304 (137)	675 (23)	487 (6)	449	268 (3)

註：()内は陽性件数